

# 日本ピエゾ臨床研究会 会則

## 1. 名称

本会は「日本ピエゾ臨床研究会（Japan Piezo Clinical Study Group）」と称する。

## 2. 目的

本会はピエゾエレクトリック機器を用いた歯科医療に関する最新情報を共有し、臨床に反映させることにより、治療技術の向上と医療の発展に貢献することを目的とする。

## 3. 事業

本会は前項の目的を達成するため次の事業を行う。

- ① 研究会・講習会・講演会などの開催
- ② 会員間の情報交換のためのホームページ開設
- ③ その他、本会の目的を達成するのに必要な事業

## 4. 会員

本会の会員は、本会の趣旨に賛同する歯科医師および研究者で、所定の手続きにより会費を納めた者とする。尚、入会のためには原則として既存会員による紹介を必要とする。

## 5. 会費

本会の会費は次のとおりとし、口座振込あるいは講習会等の会場で納入するものとする。

- ・入会費 5,000 円
- ・年会費 5,000 円

会員資格は1年間とする。（但し、月途中に入会の場合は、その月の残りおよび翌月からの1年間とする。）  
毎年、会員資格の終了日まで次年度の年会費を納める。

## 6. 役員会

本会に役員会を置き、次の者をもって構成する。

- ・会長 1名
- ・副会長 1名
- ・幹事 数名（うち2名は監査担当幹事）

## 7. 事務局

本会に事務局を置き、事務ならびに会計処理を行う。

## 8. 退会

- ① 退会を希望する者は、事務局にその旨を届け出る。なお、既納の会費は返納しない。
- ② 連続して2年間会費を納入しない者は退会とみなす。
- ③ 本会の目的に反する行為、あるいは本会の名誉を著しく傷つける行為があった場合、役員会の審議をもって除名され、会員資格を失う。

## 9. その他

本会則に定めがない事項や、会則の改訂については役員会にて決定する。

附則. 本会則は2009年3月1日より施行する。